

千曲市告示第 1 1 2 号

千曲市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 2 日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千曲市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金交付要綱（平成23年千曲市告示第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

受信機	97,300
ワイヤレスマイク	135,400

」を

「

受信機及びワイヤレスマイク	232,700
---------------	---------

」に

改める。

附 則

この告示は、令和7年8月22日から施行し、この告示による改正後の千曲市軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。